

廿日市市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員) 募集案内

現在の農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が、令和8年7月19日に満了するため、「農業委員会等に関する法律」に基づき、次のとおり推進委員を募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数
12人（農業委員会が定めた地区ごとに募集）
- (2) 募集地区
別表のとおり
- (3) 任期
農業委員会が委嘱する日（令和8年8月7日（予定））から約3年間
- (4) 身分
廿日市市の特別職の非常勤職員
- (5) 報酬
月額 32,000円

2 活動内容

- (1) 農業委員と連携し、担当する地域内の農地法等に基づく申請の調査や農地利用状況調査
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導・監視業務
- (3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 申込方法

- (1) 法人その他の団体又は個人による推薦
- (2) 個人による応募

5 推薦の手続き

推進委員を推薦しようとする法人その他の団体又は個人は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、廿日市市農業委員会事務局へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- (1) 法人その他の団体が推薦する場合・・・・様式第1号の申込書に記入
- (2) 個人が推薦する場合・・・・・・・・様式第2号の申込書に記入

6 応募の手続き

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、廿日市市農業委員会事務局へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- ・様式第3号の申込書に記入

7 推薦・応募の受付期間

令和8年1月5日（月）から同年2月6日（金）まで【必着】

- ・申込書を持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、廿日市市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。（募集案内及び申込書の配布は、平日午前8時30分から午後5時15分まで）

- (1) 廿日市市農業委員会事務局（廿日市市役所6階）

9 選考方法

書類審査のほか、原則として面接を実施し、選考します。

【面接を行う場合は、個別に連絡します。】

10 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月下旬（予定）までに、推薦者（法人・団体又は個人）及び応募者へ文書により通知します。

11 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（1月中旬頃）及び受付期間の終了後（2月上旬頃）、廿日市市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する地区
- (2) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動目的、構成員の数及び構成員の資格及び要件を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を廿日市市農業委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が廿日市市農業委員に応募しているか否かの別

12 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

13 申込書の提出先 問い合わせ先

〒738-8501 甘日市市下平良一丁目11番1号
甘日市市農業委員会事務局(市役所6階)
電話番号 0829-30-9214

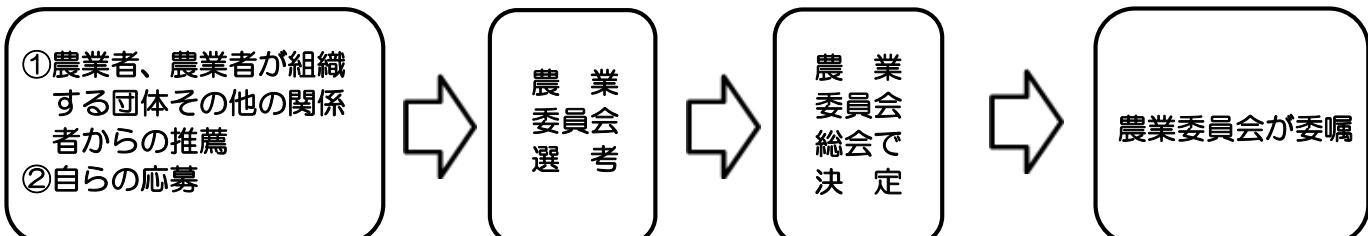
別表 (推進委員の募集地区)

| 地区 | 区域 | 定数 |
|------|--|----|
| 第1地区 | 可愛、須賀、甘日市一丁目～二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目～三丁目、佐方一丁目～四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目～三丁目、大東、本町、住吉一丁目～二丁目、新宮一丁目～二丁目、下平良一丁目、平良一丁目～二丁目、平良山手、佐方、下平良、上平良 | 1人 |
| 第2地区 | 串戸一丁目～六丁目、六本松一丁目～二丁目、地御前一丁目～五丁目、阿品一丁目～四丁目、阿品台一丁目、阿品台五丁目、阿品台東、峰高一丁目～二丁目、宮内一丁目～四丁目、地御前北一丁目～三丁目、宮内、地御前、宮園二丁目、宮園六丁目、四季が丘一丁目、四季が丘五丁目、四季が丘十一丁目、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台五丁目 | 1人 |
| 第3地区 | 原 | 1人 |
| 第4地区 | 大野、宮島口一丁目～四丁目、宮島口東一丁目～三丁目、宮島口西一丁目～三丁目、宮島口上一丁目～二丁目、福面一丁目～二丁目、対巖山一丁目～三丁目、深江一丁目～三丁目、前空一丁目～六丁目、物見東一丁目～二丁目、物見西一丁目～三丁目、上の浜一丁目、下の浜、大野一丁目～二丁目、大野中央一丁目～五丁目、大野原一丁目～四丁目、梅原一丁目～二丁目、塩屋一丁目～二丁目、沖塩屋一丁目～四丁目、林が原一丁目～二丁目、丸石一丁目～五丁目、宮浜温泉一丁目～三丁目、八坂一丁目～二丁目、宮島町 | 1人 |
| 第5地区 | 玖島 | 2人 |
| 第6地区 | 永原、峠、友田、河津原 | 2人 |
| 第7地区 | 津田、虫所山、飯山、中道、栗栖 | 2人 |
| 第8地区 | 浅原 | 1人 |
| 第9地区 | 吉和 | 1人 |

【参考】推進委員の選出の流れ

<推進委員>

募集受付期間 1/5～2/6



* 推進委員の募集と同時に、農業委員の募集も行います。
詳しくは農業委員の募集案内をご覧ください。